

エステティック機器認証 文書No.003

エステティック機器認証 規 格

第 1.1 版

2014年12月

認定 特定非営利活動法人日本エステティック機構

2-1-6 エステティック電気脱毛機器

1. 目的

この規格は、脱毛用プローブを用いるエステティック電気脱毛機器に関し、機器の有する性能を確保しつつ安全に使用するために具備すべきものとして定める。

2. 定義

エステティック電気脱毛機器とは、脱毛用プローブを用い電氣的な作用を利用して脱毛を行う機器をいう。

3. 安全規格

3.1 出力の制限

3.1.1 高周波を利用するものは、 $13.56\text{ MHz} \pm 6.78\text{ kHz}$ 、又は $27.12\text{ MHz} \pm 162.72\text{ kHz}$ のいずれかの周波数を有し、 10 W 以下の出力とすること。

3.1.2 直流を利用するものは、実効値 30 V （ピーク電圧 45 V 以下）以下で、 2 mA 以下の出力とすること。

3.2 動作時の表示

高周波、又は直流電流が出力されている動作状態が目視確認出来る表示機能を有すること。

3.3 脱毛用プローブホルダー

使用する脱毛用プローブホルダーは、プローブを交換することが出来るものであること。

※留意事項

申請に際しては、一番出力の高くなる状態での測定方法とその実測値を提出する。